

讓渡推進施設基本構想

2026 年 1 月
愛知県

1 謾渡推進施設検討の背景

本県では、動物愛護管理行政の拠点として、1987 年に愛知県動物保護管理センターの本所を豊田市に設置して以降、一宮市に尾張支所、半田市に知多支所、豊橋市に東三河支所を順次設置してきた。

設置当時の国の動物愛護管理施策は、動物による危害を防止し、国民の生命、身体、財産を守ることを目的とした「保護・管理」に重点が置かれ、都道府県の主な業務は、野犬の捕獲や飼い主が飼いきれなくなった犬や猫の引取等であった。

その後、動物愛護の気運が高まる中、1999 年に「動物の保護及び管理に関する法律」が「動物の愛護及び管理に関する法律」に改正され、動物の「保護」から「愛護・譲渡推進」に重点をおく政策へと転換された。

本県でも、2020 年に、施設の名称を「動物保護管理センター」から「動物愛護センター」に変更し、現在では、一時的な動物の収容に加え、犬や猫が一頭でも多く新たな飼い主のもとで幸せに暮らせるよう、譲渡の推進に力を入れて取り組んでいる。

しかしながら、動物愛護センターの本所及び支所は、いずれも老朽化が進んでおり、構造設備や機能に様々な課題を抱えている。

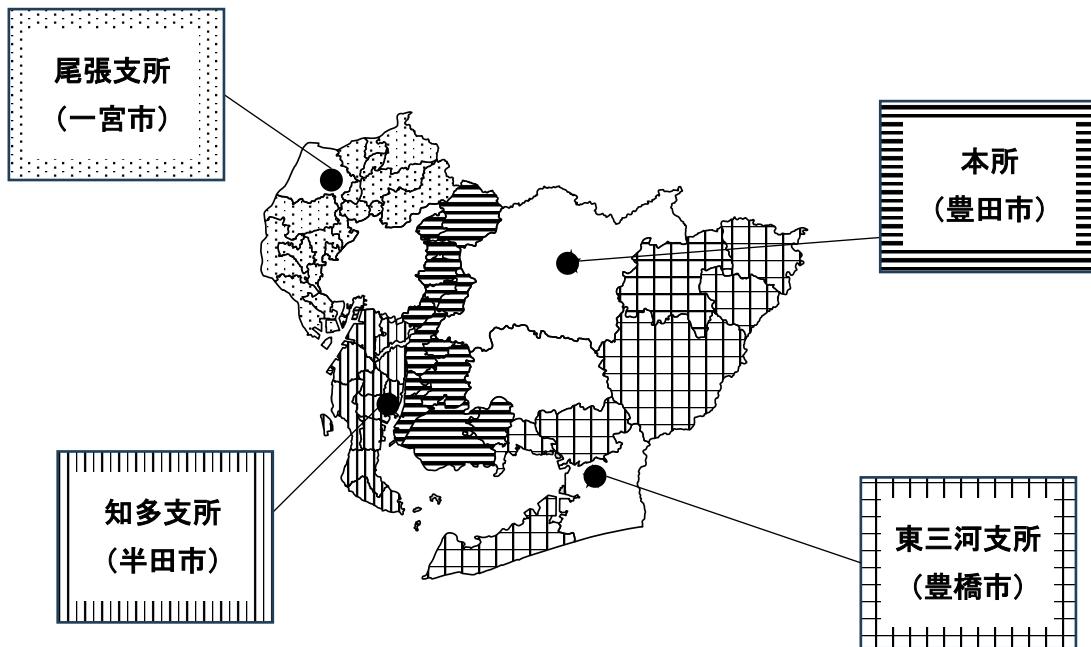
特に、動物の譲渡を一層推進していくためには、より多くの県民に譲渡への関心を持つてもらえるよう、犬や猫に気軽に触れ合うことができる環境を整えるなど、動物愛護の気運を高めていくことが必要である。

こうしたことを踏まえ、本県では、譲渡推進の拠点となる新たな施設の整備及び現動物愛護センターの機能の見直しと強化に向けた基本構想の策定を進めてきた。

＜現動物愛護センターの概要＞

所在地	担当区域	竣工年
豊田市穂積町新屋 73-3	瀬戸市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、 知立市、尾張旭市、高浜市、豊明市、日進市、 みよし市、長久手市、東郷町、幸田町	1987 年
一宮市浅井町西海戸 字余陸寺 31-1	春日井市、津島市、犬山市、江南市、小牧市、 稻沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、 弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、 大治町、蟹江町、飛島村	1989 年
半田市乙川末広町 100-1	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、 阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	1990 年
豊橋市神野新田町字 京ノ割 50-2	豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、 東栄町、豊根村	1993 年

＜現動物愛護センターの位置図＞



2 動物愛護センターの課題

- 動物愛護センターの本所及び支所は、いずれも築年数30年以上が経過し、老朽化が進んでいることに加え、都市部から離れた場所に位置していることから、県民が気軽に来場して保護犬・猫の見学をしたり、動物愛護啓発イベントに参加できる環境とはなっていない。
- また、開設当初は動物の一時的な収容を前提としていたため、譲渡に向けた犬猫の健康管理や、すぐに譲渡することが難しい犬猫の人慣れ訓練など、譲渡推進のための施設設備が整っていないことも課題となっている。

3 施設整備の考え方及び方向性

- ① 動物の愛護・譲渡推進に特化した新たな拠点施設となる「譲渡推進センター（仮称）」を新設する。
- ② 動物愛護センター本所・支所については、動物の「管理」業務を引き続き実施していくこととし、老朽化が進んでいる現施設の建替えを進め、機能強化を図る。

- 本県では、本所・支所4か所の動物愛護センターにおいて、所管区域を定め、野犬の捕獲や飼い主への適正飼養の指導等、動物の「管理」に関する業務と、譲渡や動物愛護啓発等の動物の「愛護」に関する業務を行っている。

- 「愛護」業務については、今後一層取組を推進していく上で、動物の譲渡を行うために必要な施設・設備の整備や、施設を利用する県民の利便性を高めていくことが必要であることから、交通アクセスがよい都市部又はその周辺に、動物の愛護・譲渡推進に特化した新たな拠点施設を整備する。
- 「管理」業務については、「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「狂犬病予防法」に基づく業務であり、引き続き現施設において実施する必要があるが、同時に施設の老朽化への対応が不可欠である。

4 施設概要及び整備場所

（1）譲渡推進センター

- 新たに整備する譲渡推進センターでは、譲渡対象となる動物の健康管理から譲渡の実施及び動物愛護に関する啓発までの、一貫した動物愛護・譲渡の取組を実施していくこととし、こうした取組の拠点にふさわしい施設・設備を整備する。
- 整備地については、都市部からのアクセスのよさ、施設の周辺環境への影響等の視点から検討した結果、**森林公園に隣接する県有地（尾張旭市大字新居 5182-1）を候補地とする。**
- 当該候補地は森林公園と隣接しており、周囲が広大な自然に囲まれていることから、地域住民の生活など周辺環境に配慮しながら、保護犬・猫の飼養管理や新たな飼い主探しをする場所を確保することができる。

また、森林公園に集う幅広い世代の方に、譲渡推進センターに足を運んでいただることにより、県民の保護犬・猫とのふれあいや動物愛護啓発イベントへの参加をより一層促進することができる。

<譲渡推進センターの予定地>



(2) 現動物愛護センター本所・支所

- 現在設置している動物愛護センター本所・支所については、野犬の捕獲、犬猫の引取り、動物取扱業等の規制業務、飼い主への適正飼養の指導等の「管理」業務を継続して実施していく必要がある。
- 一方、各施設においてこれらの業務を引き続き適切に実施していくためには、施設の老朽化への対応と合わせて、保護した犬・猫の健康管理や譲渡推進センターで譲渡募集を行う前段階の人慣れ訓練のためのスペースや、多頭飼養崩壊等による多数の犬猫の一時的な収容に対応するための予備収容能力を備える必要がある。
- こうしたことから、現動物愛護センター本所・支所については、現地における建替えを順次進め、動物の保護・管理に必要な設備を整備し、機能強化を図る。
- なお、2021年に中核市に移行した一宮市では、市独自の動物愛護センターの設置が検討されることから、現在、一宮市内に設置している尾張支所については、現地建替えは行わず、譲渡推進センターの開設に合わせ、移転を検討していく。

【整備後の各施設の役割】

主な業務の概要	譲渡推進センター	本所	支所
犬猫の譲渡	○	※1	※1
譲渡前の人慣れ訓練		○	
動物愛護普及啓発 (しつけ方教室、ふれあい教室等)	○	○	○
野犬の捕獲		○	○
管理業務 ^{※2}		○	○

※1 原則として譲渡推進センターで実施するが、譲渡推進センターの収容状況等に応じて本所・支所でも実施

※2 引取り業務、動物取扱業等規制業務、適正飼養指導業務等

5 民間との協働の強化

- 現在動物愛護センターでは、公益社団法人愛知県獣医師会と負傷動物等の治療支援や災害時のペットの飼い主への支援などの業務において、連携を図っている。
- また、35 のボランティア団体を協力団体として登録しており、譲渡や動物愛護普及啓を協働して実施している。
- 今後、これらの団体等との間で保護犬・猫の適正管理や人慣れ訓練等についても連携を拡げていくことにより、動物愛護業務の更なる推進が期待できることから、譲渡推進センターを中心に、民間団体との協働をさらに充実・強化していく。
- 譲渡推進センター及び動物愛護センターは、犬猫を飼養管理する特殊な施設であることから、整備にあたっては、獣医師会やボランティア団体などから、ノウハウの提供を受けることが有用である。
このため、基本計画の段階から専門家である獣医師会等の意見を聴きながら、施設の整備を進めていくこととする。

6 今後のスケジュール

まず、譲渡推進センターの整備に着手し、順次動物愛護センター本所、知多支所及び東三河支所の現地建替えを行っていく。

譲渡推進センターについては、2027 年度に要求水準書・設計条件の策定及び事業者の選定を、2028 年度から基本設計及び実施設計をそれぞれ行い、2030 年度から工事に着手、2032 年度の供用開始を目指す。

【今後のスケジュール案】

年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036
譲渡推進センター												
本所												
知多支所												
東三河支所												
尾張支所												

スケジュール案の詳細：

- 譲渡推進センター**：2025年から2036年まで、各年毎に「供用開始」が示されています。
- 本所**：2025年から2036年まで、各年毎に「供用開始」が示されています。
- 知多支所**：2025年から2036年まで、各年毎に「供用開始」が示されています。
- 東三河支所**：2025年から2036年まで、各年毎に「供用開始」が示されています。
- 尾張支所**：2025年から2036年まで、各年毎に「供用開始」が示されています。

各段階の工程：

- 2025年：「基本構想」
- 2026年：「基本計画・事業者サウンディング調査」
- 2027年：「要求水準書・事業者選定」「設計条件策定」
- 2028年：「基本設計・実施設計」
- 2029年：「要求水準書・事業者選定」「設計条件策定」
- 2030年：「基本設計・実施設計」
- 2031年：「要求水準書・事業者選定」「設計条件策定」
- 2032年：「基本設計・実施設計」
- 2033年：「要求水準書・事業者選定」「設計条件策定」
- 2034年：「基本設計・実施設計」
- 2035年：「要求水準書・事業者選定」「設計条件策定」
- 2036年：「基本設計・実施設計」

建築工事のスケジュール：

- 2028年：「造成工事」「建築工事」
- 2030年：「建築工事」
- 2032年：「建築工事」
- 2034年：「建築工事」
- 2036年：「建築工事」

「現地建替えは行わず、今後、移転を検討」